**第９回大阪府障がい者差別解消協議会**

**日時：令和元年７月８日（月）**

**午前１０時００分～１２時００分**

**場所：大阪府社会福祉会館**

**４０１ホール**

**第９回大阪府障がい者差別解消協議会**

日時：令和元年７月８日月曜日　午前１０時から正午まで

場所：大阪府社会福祉会館４０１ホール

出席委員

大竹　浩司　　公益社団法人大阪聴力障害者協会会長

河﨑　建人　　一般社団法人大阪精神科病院協会会長

倉町　公之　　公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会会長

坂本　ヒロ子　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長

塩見　洋介　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

特定非営利活動法人大阪障害者センター事務局長

柴原　浩嗣　　一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

◎関川　芳孝　　大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

高橋　あい子　一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長

辻川　圭乃 弁護士

堤添　隆弘　　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室室長

寺田　一男 一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長

西尾　元秀　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長

久澤　貢　　　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

藪本　青吾 大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会委員

　◎　会長

オブザーバー

大阪労働局職業安定部職業対策課長

市長会代表市　担当課長

ゲストスピーカー

　福島　豪　　　関西大学法学部　教授

○事務局　では、「第９回大阪府障がい者差別解消協議会」を開催させていただきます。委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

　まず、会議の成立についてでございます。本日は委員数１９名のうち、委員１４名のご出席をいただいており、「大阪府障がい者差別解消協議会規則」第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

　ここで、６月２１日付でご就任いただいた委員をご紹介いたします。

　一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会の中井委員に代わりご就任いただいた寺田委員でございます。

　また本日は、昨年度行った「大阪府障がい者差別解消条例運用状況に関するワーキング」の構成員にも、昨年度の整理内容をご説明いただくため、ゲストスピーカーとしてお越しいただいております。

　次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。机の上に資料を配布させていただいております。

　まず「次第」、めくっていただきまして「配席表」、それから「大阪府障がい者差別解消協議会委員名簿」。

　資料１－１　「大阪府障がい者差別解消条例施行状況の検討について（本日の検討事項）」。

　資料１－２　「平成３０年度　大阪府障がい者差別解消条例に関する運用状況について（抜粋）」

　資料１－３　「大阪府障がい者差別解消条例に基づく相談と解決の流れ」

　資料２　「市町村アンケート結果（概要）」

　参考資料１－１　「大阪府広域支援相談員　相談の対応状況について」

　参考資料1－２　「平成２８年度から３か年の合議体の意見について」

　参考資料２－１　「府内市町村における支援地域協議会の設置状況について」

　参考資料２－２　「府内市町村における相談及び紛争の防止等のための体制の整備等について」

　参考資料２－３　「府内市町村における障がい理解等の啓発状況について」

　参考資料２－４　「府内市町村における対応要領の策定状況について」

　参考資料２－１から２ー４までをホチキスでお留めしてお配りしております。資料は以上でございます。その他としまして、別冊のファイルをお配りしておりますので、適宜ご活用くださいませ。資料の不足がございましたら、事務局までお知らせいただけますでしょうか。

　続きまして会議の公開についてでございます。大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則公開としております。後日、配布資料とともに、委員の皆さまのご発言内容を、そのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名あるいはゲストスピーカー、構成員の方のお名前は記載いたしません。あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

　次に、この会議には、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員や、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員がおられます。障がいのある委員の情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるよう、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

　また、点字資料は墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合は、具体的な箇所を読み上げるなどのご配慮をお願いいたします。

　それでは、以後の議事進行につきまして、会長にお願いしたいと存じます。会長、お願いいたします。

○会長　本日は、ご多忙のところ、ご参集いただきましてありがとうございます。それでは、早速でございますけれども、次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。

　本日の議事の内容は、次第にもありますとおり、「大阪府障がい者差別解消条例施行状況の検討について」でございます。皆さまのご意見を頂戴したいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

６月３日にございました「内閣府障害者政策委員会」で、大阪府のこうした施行後の取組みについて、仕組みであるとか、施行状況であるとか、具体的な相談事例であるとかということを、３０分ほどお時間を頂戴して、事務局より報告して質疑応答を受けてまいりました。

　国の「障害者差別解消法」（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）改正内容も、どうなるのかということは、まだ十分先が見えない状況でございますけれども、大阪府におきましても、「大阪府障がい者差別解消条例」（「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」）の見直しについて、丁寧な議論を積み重ねてまいりたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

　それでは早速、事務局より資料１－１、論点１、「広域支援相談員の機能について」、ご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局　今年度におきましては、解消協において条例施行３年間の取組状況や条例上の仕組みはどうであったかを評価する中で、障がい者差別解消を進めていく上での課題を整理いただき、課題に対し、どのような施策が必要なのかについて、皆さま方のご意見をいただくことになっております。

　では早速、資料１－１をご覧ください。本日の条例の施行状況の検討内容といたしましては、論点１「広域支援相談員の機能」、論点２「大阪府による市町村への助言等の機能」を予定しております。

　では本日の一つめのテーマとしまして、論点１「広域支援相談員の機能」についてご審議いただきたいと思います。まず、１ページをご覧ください。資料１－２で用意しております「平成３０年度大阪府障がい者差別解消条例」に関する運用状況について、今回、この資料１－２につきましては該当部分を抜粋したものになります。改めて平成２８年度から３か年の大阪府による自己評価を記載しております。

　資料１－１、１ページの二つめの丸、点字資料では１ページめの一番下となっております。

　「相談員は、条例上の対応の対象範囲外の相談にも、当事者の思いに寄り添いながら丁寧に対応してきた。また、相談事案に関し、組織内で情報の共有化を図るための日報の作成や定期的なミーティングによる事例検討など、相談員間の連携強化により、円滑な相談対応と対応力の向上に努めてきた。条例施行後３年が経過し、このような取組みや事例の蓄積、合議体からの助言により、相談員の対応力は向上しつつある」というふうに自己評価しております。

　ただし、その下でございますが、「今後、相談事案の増加と複雑化・多様化に伴い、より高度な専門性や調整力を有する人材の確保と育成を図っていく必要がある」と考えておりまして、その下、点字資料では２ページから３ページにかけて、「相談事案の複雑化・多様化などを背景に、相談員が相談対応に当たって合議体からの即時助言を求めるケースの増加が想定される。今後、相談員の対応力の強化に向け、合議体による助言や検証の取組みを継承しつつ、相談員への助言を一層有効に機能させていくための手法の検討が必要である」と考えております。

　なお、３か年で相談員が対応してきた実績については、参考資料１－１、「相談の対応状況について」を見ていただければ、おおよそ分かっていただくようなかたちにしております。

　資料１－１に戻らせていただきます。本日は、こうした自己評価や、資料１－２の昨年度の条例運用状況に関するワーキングでのご意見を踏まえ、絞り込んだ論点についてご意見を伺いたいと思っております。

　それでは２ページ、点字資料では３ページの中段をご覧ください。ます、（１）「広域支援相談員が果たしてきた機能・役割について」です。先ほど自己評価でも述べましたが、大阪府としましては、「広域支援相談員は、市町村などの相談機関における相談事案の解決の支援に取り組むとともに、障がい者等及び事業者からの相談にも対応。また、出張情報交換会などの取組みを通じて関係機関の連携促進や情報収集・分析も実施し」とあるんですけれども、「条例第７条第３項に規定する職務を果たしてきたと言えるのではないか」と考えますが、この大阪府の考え方に対してご意見をいただきたいと存じます。

　次に３ページ、点字資料では４ページに移っていただいて、（２）「広域支援相談員の相談対応における限界について」です。

　資料にはございませんが、相談員が相談対応を行うにあたり、事業者からの協力をいただけない場合、相談員としては事実確認が難しく、関係者間の調整を行うことが難しい事態が生じることがあることから、この点についてご議論をいただくものです。

　この点については、昨年度のワーキングでご意見を伺ったところ、枠囲みの補足として、「相談員の活動に実効性を担保する手法について」にありますとおり、二つの手法に関してご意見がありました。

　手法１としまして、「事業者が相談員の活動に正当な理由なく協力しない場合に府知事名による勧告・公表という仕組みを設ける」というものです。

　これについては、昨年度のワーキングで、「現行の２段階構成での仕組み（広域支援相談員による対応、合議体によるあっせん・府知事名での勧告・公表）を設けている意味が失われ、また相談員が有する裁量が失われる懸念がある」との意見が出ておりました。

　次に手法２についてですが、「事業者に対する協力義務を新たに条例に規定する」という手法も考えられます。この協力義務規定とは、点字資料では５ページになりますが、茨木市の条例を参考に抜粋して記載しております。茨木市では、第９条に「前条第２項第２号の当事者及び関係者は、市長の同項各号に掲げる対応に対し、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をしなければならない」と、協力義務規定を設けております。

　これについては、点字資料では４ページの下方になりますが、昨年度のワーキングで、「規定には法的効果はないこと、また条例第５条の規定により、事業者には府施策への協力に係る努力義務が課せられている」との意見が出ていました。

　これらを踏まえまして、府としましては、３ページの下向きの矢印、点字資料では６ページの中段になります。

　「相談員は、事業者から協力を得られない場合に、十分な調査を行うことができないケースが考えられるが、障害者差別解消法が、行政の措置によって実効性を確保する行政法的アプローチを採用していることから、行政（相談員）が紛争解決を行うにはそもそも限界がある。この限界の中で、府条例では、相談員が対応してもなお解決が見込めない場合に、合議体によるあっせん及び知事の勧告・公表という事実上の制裁措置により実効性を確保しており、現行の条例の２段階構成での仕組みがうまく機能していると言えるのではないか」と考えますが、ご意見を伺いたいと存じます。

　次に４ページ、点字資料では７ページの中段から、（３）「広域支援相談員の対応力の向上に向けた取組みについて」です。

　これは、先ほど冒頭の自己評価でも述べたとおり、相談事案の複雑化・多様化に伴い、相談員の即時対応が求められる際に、合議体を即座に開催できないことから助言を得ることができないケースや、相談事案の関係者側に弁護士がついている場合に、相談員としても、法的見地からの専門的な助言を求めたいことがあるということなどの課題を抱えております。

　この点については、昨年度のワーキングでご意見を伺ったところ、点線枠囲みの補足「合議体による助言機能の強化について」のとおり、二つの手法に関してご意見がありました。

　手法１としては、「構成員数（５名）をより少人数（例　３名）とする」というものです。これについて、昨年度のワーキングでは、「多様な意見の反映ができず、偏った判断に傾くおそれがある」とのご意見がありました。

　また手法２としましては、「個人に助言を求める仕組みを構築する」というものです。点字資料では７ページ下方になります。

　これについては、同じく昨年度のワーキングで、「個人からの助言に基づき相談対応の方針を決定することは、意思決定の透明性の確保や責任の所在の不明確さという課題があり、現行条例上の仕組みである合議体が有する機能との整理が必要となる。条例では、解消協議会の下に合議体を設置し、合議体に相談員に対する助言・検証機能を担わせていることから、相談員への助言は、第三者で構成する組織が合議によって透明性を確保しながら行うことが必要ではないか」というご意見がありました。

　これらのご意見を踏まえ大阪府としては、下向き矢印の下、点字資料では８ページ下方、「合議体による助言や分析は相談員の対応力向上につながっており、今後も現行の仕組みのまま継続することとしてはどうか」と考えますが、ご意見をお願いいたします。

　なお、これまでの合議体からの意見につきましては、参考資料１－２に、平成２８年度、平成２９年度、平成３０年度、３か年分のご意見をまとめておりますので、またご確認いただけたらと存じます。個別の事案で出た構成員のご意見については、参考ファイルの中になりますが、各年度の検証報告書をとじておりますので、こちらからもご確認いただけます。

　以上が、論点１「広域支援相談員の機能について」です。

○会長　はい、ありがとうございました。

　それでは、ただ今事務局から提示された幾つかの論点について、一つひとつ皆さまのご意見を頂戴したいと思います。事務局のご提案は、幾つか検討課題はあるが、総じて今の仕組みで十分なのではないか、具体の条例改正の必要は、この部分については認めないということのようですが。

　まず最初の１ページ、論点１のところでございます。広域支援相談員の果たしてきた機能・役割について、肯定的に書かれていますけれども、条例に規定する職責・職務を果たしてきたと言えるか。あるいは、今後の相談対応によって検討すべき課題と考えられることは、この他にないかということでございますが、この点はいかがでしょうか。

○委員　この広域支援相談員の機能、あるいは果たしてきた役割等々については、これまでこの３か年、条例ができ、現実的には非常に大きな役割を果たしていただいているのかなと思うのですけれども、幾つか確認をしたいところがあるのですが。

　実際、こういう相談ということでしたら、やはりその当事者の方、あるいは関連の方、あるいは当然ながら事業者も相談されているのですけれども、相談をしたときに、すぐに広域支援相談員が、実際に、相談に乗っていただけるような体制になっているのでしょうか。

　相談はあるんだけれども、それだったら、いついつ来てくださいというようなかたちで、すぐには対応がしてもらえなくて、時間的な制約があってというようなかたちなのか、その当日に相談というかたちで乗ってもらえるのか。電話での相談もあるでしょうし、赴いたり、府に来てもらっての相談もあるのだろうと思うんですけれども、そういう対応の状況について、どういうことなのか、まず教えていただきたいと思います。

○会長　はい、その点いかがですか。

○事務局　はい。もちろん電話でも、ご相談があれば即時対応いたしますし、ご来庁いただいたときにも、即時の対応はいたします。ただ、関係機関と調整が必要な場合も、もちろんございますので、その場合については、必要な日時調整をいただくこともございます。

○委員　はい、ありがとうございます。そうしますと、なかなか相談しても、実際的に話を聞いてもらうまでに時間がかかるというような声は、ほぼないということでよろしいでしょうか。

○事務局　はい、そういう認識をしています。

○委員　と言いますのは、この参考資料の１－１でしょうか、これは大阪府の広域支援相談員の相談の対応状況についてということですが、それの１ページめの相談者の内訳を見せていただきますと、平成２８年度、平成２９年度、平成３０年度と３か年度のデータが出ていますけれども、市町村からが、ほぼ２割強、直接相談が８割前後というような数字ですね。

　これは、今後の課題なのか、あるいはこれでいいのかどうかもよく分からないのですけれども、実際的には、広域支援相談員の方たちの位置付けというのは、直接相談のほうに重きを置いているのか、市町村からのいろいろな相談に対してアドバイスをするということのほうに重きを置かれてスタートしたのかどうか、ちょっとそこがよく分からない。

　つまり直接相談が非常に多いということは、各市町村レベルでの相談窓口が十分に動いていないのではないかなというようにも思ったりするんですけれども、大阪府の考えとしては、いかがですか。

○会長　どうですか。

○事務局　当初想定と言いますか、条例制定時は、市町村で対応されるのが基本で、広域的な事例や、困難な事例について大阪府でご相談に乗るということを想定しておりましたが、現実としては、市町村で対応していただくよりも、直接相談をいただいているもののほうが多くなっているという現実でございます。

　われわれといたしましても、市町村でも対応していただけるような体制等を整備していただき、条例制定時当初の理念どおりになればいいかなというふうには考えております。

○委員　はい、分かりました。直接相談が、これからもどんどん増えていくということが想定できれば、広域支援相談員の方たちの負担も、ものすごくやっぱり大きくなると思う。

　ですので、今後、広域支援相談員の方たちの機能とか、果たしていくべき役割を考えていく際には、市町村での相談窓口の充実等々、並行して考えて議論していく必要があるのではないかなと思いました。ありがとうございました。

○会長　はい、ありがとうございます。そのほか、ご意見ございませんでしょうか。

○委員　よろしいですか。私は合議体での検証のときに視察させていただいていて、広域支援相談員の役割はすごく大切ですし、よくやってくださっているなと思います。これは委員として出席していて、このような評価です。

　相談している人から、どんなお声があったかを、お聞きしたいなと思うのですけれども。

○会長　はい、いかがですか。

○事務局　ご相談者の方から、どういった反応があるかというところですけれども、相談員としては、不当な差別的取扱いとか、合理的配慮の不提供の事例だけに対応するというものではないので、不適切な行為であるとか、そういったものに対しても、幅広く対応しているという状況でございます。

　そうした中で、相談者の方から聞かれるご意見としては、相談してよかったというご意見とかも、よくいただいていますし、それが全てではないですけれども、相談することで、何かしらの前進に至ったというところがケースとしては多いのかなと認識をしております。

○会長　はい、ありがとうございます。

　それでは、３ページめの広域支援相談員の相談対応の限界について、うまくいかないケースが、やはりあって、それは相談員の力量の問題以外に、そもそも権限に限界があって対応できないケースが幾つかございます。

　さらに相談員の活動に実行性を担保しようということであれば、幾つか条例を改正して、相談対応の限界を克服するような方向が考えられないかということで、昨年度のワーキングでは、二つの方法を提示、ご検討いただいたところでございます。

　一つは、正当な理由がなく協力しない場合には、知事名で勧告・公表といった方法を取ったらどうか。もう一つは、協力義務を条例で提起したらどうかということを検討いたしました。手法１と手法２は、手法１か２かではなくて、どちらもという選択肢はあるのだというふうにも思いますが、この点について、それぞれ相談員の裁量が失われる懸念があるとか、協力義務については既に条例で定めているのではないかというご意見をワーキングでいただいているところでございます。

　いかがでしょうか、これについて、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○委員　ここの資料で言うと手法２のところ、「条例第５条の規定」と書かれているのですが、条例の第５条というのは、皆さんのお手元の資料の中にもあると思いますが。

　「府民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する関心と理解を深め、自己啓発に努めるとともに、府が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない」という、極めて一般的と言うか、理念的と言うか、おおまかな原則的ルールを書かれたところです。

　そうではなくて、もう少し具体的な相談のときに、例えば、この茨木市の条例でしたら、２ー（２）のところに、事実の確認及び調整の際に、必要な協力をしなければならないというふうに、具体的なところで決めているわけです。解決に向けて有効に機能し得る規定というのは、定めるべきではないかと考えます。

　また事実、今まで３年間のケースの中でも、事業者のほうが必ずしも協力的ではない、むしろ相談員が指導的にアプローチしなければならないような事例もあったわけです。平成30年度に合議体で検証等した保育園の事例では、事業者は、保護者側が退園することが分かっていたし、相談員の調整など今さらだろうというふうな、ちょっと高をくくったような対応も見受けられたようです。

　そういうのを、できるだけ起こさせないようにするような枠組みとしての決め事は、やはり必要なのではないか。そもそも限界がある、行政法的アプローチだからというのは、そのとおりです。ですが、だからこそ決めておくべきことは、しっかり決めておいて、円滑に話を進めるような枠組みというのをつくっておかなければならない、そういうふうに思います。以上です。

○会長　はい、ありがとうございます。その他、ご意見ございませんでしょうか。

○委員　広域支援相談員の確認・調整については、やはり合理的配慮が努力義務というかたちになっているために、なかなか難しいところがあるのだと思います。

　なので、やはり、せっかくこの条例をつくっている以上は、その調整に対して、何か後ろ盾を付けてあげないと、相談員の方々は、非常に苦労されると思います。なので、やはり、本当は、法的義務にするのが一番いいとは思うのですけれど、せめてこの調整のための協力義務というのは、付けるべきではないかというふうに思います。

　ここでは、事実上の制裁という、あっせん及び知事の勧告で、２段階の仕組みがうまく機能しているというふうに書いてありますけれど、実際問題としては、あっせんまで行かないのですね。なぜ行かないのかということについて考えると、やはり、その前段階で調整ができないから、やっぱりあっせんまで行かないわけで。

　だから全然２段階として、うまく機能していると言えていないというふうに思うのですけれど、ぜひ、そういう意味で、あっせんに行くような仕組みが必要なんだと思います。なぜ、あっせんに行かないのか、後の合議体での議論でも出てくると思いますけれど、一つは、相談員の方が、事業者に拒否された場合に、そこでもう止まってしまうというところにあるのではないかなというふうに思います。

　あともう一つ、手法１－１のところの「相談員が有する裁量が失われる懸念がある」ということなのですけれども、これがどういう意味なのか、ご説明をしていただけたらと思います。

○会長　はい、事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局　「相談が有する裁量が失われる懸念がある」というのは、今まで、現状、行政指導という中で、幅広い裁量の中でと言いますか、関係者間での話し合いで解決に誘導していたものを、この新たな仕組みを設けることによって、硬直化してしまうのではないかという懸念という意味でございます。

○委員　どうして硬直したりするのですか。

○事務局　現時点は、さらに合議体によるあっせんまで行っての勧告・公表という制度ですけれども、協力しないという、その前の段階、かなり早い段階で、勧告・公表という仕組みを設けるということは、その時点で一定の縛りを掛けてしまうという意味でございます。

○委員　もっと分かりやすく。

○会長　調査に協力しなさいという勧告を出す、そして勧告に応じなければ、勧告に応じなかった事業者名を公表するという手段が、相談員の裁量に、どう関わってくるのかというのが、今一つ理解できない部分がある。

○事務局　このご意見というのは、われわれとしても、一定、そういうふうに考えているということでの整理にはしておりますが、ワーキングの中でいただいたご意見というところもありますので、そこを、またご議論いただけたらというふうに考えます。

○会長　はい、これについては、委員の方から異議があったということ。そして、この２段階の仕組みが、うまく機能しているとは言えないのではないか。特に、あっせん件数が少ないというのは、十分な機能を確保されていない理由なのではないかというご意見についてはどうですか。

○事務局　実際問題としまして、あっせんの申し立ては１件で、あっせんに至った件数は、いまだゼロですので、そういう外形的な意味において、そこまでいった事例がないので、機能していないという考え方と言いますか、見方もできるかとは思うのですが、それが過去３年間にないからと言って、ただちに機能していないというふうに結論付けるというのも、また一方でできないのではないかというふうに考えます。

○会長　はい、その他、ご意見ございませんでしょうか、はい、委員、お願いいたします。

○委員　今、議論されている１ページから、またこれから議論される４ページまでの三つのくくりは、相互にすごく連関している話ですので、一体的にも議論しないといけないのかなと思うのですね。

　今、一番めの論点で、非常に有効に機能しているというのは、私も数字とかを見せていただいて、そう考えるのですけれども、その要因として、今の相談員の方々の個人的な技量と言いますか、いろいろな経験を積まれてきて、その経験値に即して適切な介入の仕方をされているとするならば、やはりそれはそれですごく専門性のある仕事をされているというふうに思うのです。

　それが個人の技量だけに委ねられているものだとするならば、それは引き継ぎと言いますか、人が替わったときに、その相談の質が、やっぱり大きく落ちたりとか、変化したりとかいうことになると思うのですね。ですので、そういう人が入れ替わっても、一定の質が担保できる制度の立て付けと言いますか、そういったものが、やっぱり要るのかなというふうには思うのです。

　それと合わせて相談員の方々自身が、自らの役割に照らしたときに、権限的にここが足りていないとか、そういったことを、本当に実感されているのかということも、私は、すごく大事な論点になると思います。

　実際、大いに活躍されている相談員のお一人おひとりに、そこら辺どうなのかということは率直に、もう既に尋ねられているのかもしれないのですけれども、実際、どう考えられているのかということは、ぜひ、踏まえておく必要があるのかなというふうに思いました。

○会長　はい、ありがとうございました。相談対応における限界は、相談員の技術・専門性にも起因するのではないか。そして対応力の向上に向けた取組みというのは、取り上げているのは合議体の助言・機能の在り方だけれども、これ以外にもあるのではないか。そもそも相談員の方は、この点について、どう考えているのか、事務局で判断されましたかということだったと思いますが、いかがですか。

○事務局　はい、事務局からお答えいたします。相談員とは、常に毎週のようにミーティング等も行い、十分な意見交換はしておりますので、どう考えているのかというところについては、普段から意思疎通をしているところでございます。

○会長　具体的には、これらの論点について、確かに事務局は、毎年の報告書の中でも、まとめてもらいましたし、今回、昨年のワーキングの中でも意見交換されていると思うのですが、相談員の方は、どんなふうに思っているのか。

○事務局　相談員と日々話をする中で、少し悩み事として聞くところとしましては、繰り返しになるところもあるかと思いますけれども、なかなか合議体からの即時助言がいただけないというところについては、少し課題であると聞いております。

　あと、事業者がなかなか協力的ではないようなときに、どういうアプローチができるのかなというところは、悩みどころとしてありまして、その辺は、日ごろのミーティングなどを通じて、こういうアプローチをしようかとか、こういうかたちで入っていこうかとか、日々話をしながら考えているところになります。

○会長　はい、ありがとうございます。相談対応における限界というのは、実は、広域支援相談員の方の悩みから出てくるものであったり、そして対応力の向上に向けた取組みで、どう専門性を継承していくのかということを、私たちはすぐ考えてしまうのですが、むしろ相談員の方は、対応力向上のために、合議体がただちに助言をしてくれて、どう対応したらいいのか、方向性を明らかにしてくれるような仕組みがあったら、むしろ対応力は向上するのではないかと考えておられるということなのですね。

　はい、ありがとうございます。いかがでしょう、その他ございますでしょうか。はい、委員、お願いいたします。

○委員　法律の専門ではまったくないので、よく分からないところがあるのですけれども、このファイルにあります「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」、資料３－１の第９条のあたりが関係するのかなと思っていたのですけれども、あっせんの求めというのがございますね。

　ここのところで、「第７条第３項の規定により広域支援相談員が対応してもなおその解決が見込めないときは、知事に対し、紛争事案の解決のため、あっせんを求めることができる」と書かれておりますが、この「第７条第３項の規定により」というところを見ていますと、第７条が広域支援相談員の項目でして、その３項が、「広域支援相談員は次に掲げる職務を行うものとする」ということで、１から３まで具体的なことが書かれているのかなと思うのです。

　そうしますと、相談員が、ちゃんとした職務を行おうとしても協力が得られないということは、もう、この第９条のあっせんを求めるということに、すぐに行くというような読み方はできないのでしょうか。

○会長　はい、事務局、いかがですか。

○事務局　相談において、なかなか解決を見込めないときに、あっせんを求めることができるというのは、基本的に申し立てを受けて、あっせんに移行していきますので、その当事者の方から申し立てをいただくというのが前提です。

○委員　そうですね、当事者の方が申し立てをして、しかしそれをちゃんと、いろいろと相手方もお話を聞こうと思っても、例えば事業者の方が、まったく協力的ではない、話も聞けないという状況が、今、議論になっているわけですよね。

○事務局　はい。

○委員　だから、そういう場合には、解決が見込めないというようなことになるのかなと思うのです、事業者が、まったく協力をしないのですから。

○事務局　これは、申し立てをされた方から、仮に事業者の方としますと、事業者の方にも、お話を聞いて、その中で基本的には相談員が解決方法として、こういうのはどうでしょうかというのは、その中でも話をしていこうかと思うのですけれども、合意が得られないような案件について、さらにもう一段階議論を進めて、当事者、申し立てられた方が、あっせんをしてほしいというときになった場合の話になります。

○委員　ですので、その当事者の方が申し立てをなされ、そして事業者がまったくそれに協力をしないと、当事者の方が、そういう状況であれば、あっせんを求めたら、それはあっせんになるのですか。

○事務局　合議体で行うステージになるということですので。

○委員　ということは、そういう道は、今の条例の中でも、一応あるということですね。

○事務局　はい。

○委員　今、もう、そこでどうしようもなくて、事業者が完全に非協力的であれば、何もできなくて困ってしまうのだというところでとどまる必要はないのですね。

○事務局　案として、合議体に上げて、合議体で、一定の考え方を整理して、その考え方を基に再度調整するというのは考えられると思います。それが最終的に、あっせん案として成案になるかどうかというのとは、ケースごとに違うとは思いますが。

○会長　はい、委員、お願いいたします。

○委員　不当な差別的取扱いの場合は、あっせんを求められるのですけれど、合理的配慮の提供の場合は、あっせんに行かないのですよね。なので合理的配慮の不提供の場合では、その辺が機能しないことというのはあります。

○会長　これまでの事例を見ると、不当な差別的取扱いの事例の中に、合理的配慮の不提供を理由に拒否されるというケースが幾つもありますので、そういうケースについては、あっせんにつながることは認められているというふうに思います。

　さて、その他いかがでしょうか。はい、委員、お願いいたします。

○委員　これまでの相談の検証報告書とかを見ていますと、やっぱり頑なな姿勢という事例があります。やはり相談者も、そういう状況があるということを、日々感じておりますので、私どもでも人権相談をやっていても、強く言って欲しいという人はいらっしゃいますけれども、多くの場合、いや、理解してもらえるように伝えてほしいとか、対立は望まないので、そこのところを理解してほしいというかたちになってしまうのです。

　それは、相談者がそこまでしか望んでいないということではなくて、本当に日頃、いろいろな差別とか、不合理なことに直面していて、なかなかそれが変わると思えない状況の中で、やっぱり少しでも相談しようと思って相談されていると思うのですね。

　ですから、そういう状況で事業者が、頑なな態度だとか、あるいは、なかなか言っても理解してくれないとかとなると、「もうそれでいいわ」みたいなかたちになってしまう状況になると思うのです。

　そこを、やっぱり制度としてバックアップするのが条例の役割ですし、即実現するのが権利の実現だと思いますので、そういう意味では、頑なな姿勢というところが、やっぱり協力義務とかがないと、本当に相談者のほうが駄目なんだなとなってしまう、今の状況を、結局、肯定してしまうことにならないのではないかなということを思います。

　もう１点、１番と２番にも掛かるんですけれども、機能・役割というのは、相談員の方は十分果たされていると思いますし、相談の対応、それから市町村との調整とか、あるいは市町村の相談機関とか、さまざまな機関との調整とか情報収集、報告の分析までもやられていますので、ほとんどいっぱいだと思います。

　ですから機能・役割については、条例を変える必要はないと思いますけれども、これを充実させるために、実現させるための、実際、予算措置とかになるのですけれども、体制とか、週何日かの勤務で専門性を保てというのも難しいところがありますので、これは、なかなか相談支援の専門員の課題ではあるのですけれども。

　条例を改正するということだけではなくて、条例を実現するための相談員の体制の整備ということに、気を留める必要があるのではないかと思います。以上です。

○会長　はい、ありがとうございます。

　４ページめの合議体の機能強化については、ご意見ございませんでしょうか。

○委員　すみません、事務局に確認なのですが、先ほど事業所のほうが全然話に乗ってこないうちに、それでも広域相談員が一旦受ければ、あっせんという方法があるのではという話でしたが。

　私の理解から言うと、この間の話では、第１０条第５項に当たる、「あっせんによっては紛争事案の解決の見込みがないと認めるとき」はあっせんを終了するという規定になっており、事業者が全然乗ってこないときは、そもそもあっせんは、すぐ終わってしまうので、解決の手段にはならないというふうな感じで、この間の議論では認識しているところです。

　ですから、あっせんがあるというよりは、やはり最初の段階の相談のところで、いかにしっかりと積み上げていくような議論、話し合いができるか、そのために、どういうアプローチをするかというところが肝要になってくる。そのため条例を改正するのか、何を改正するのかですが、仕組みというのが、やはり大切になってくるのではないかと思うのですが。

　それはともかく、前半部分の私の認識について、ちょっと、ここで。

○会長　そもそもあっせんの場を設けたとしても、事業主の方が、あっせんのテーブルにもつかないと言った場合には、あっせんが成立する見込みがないということで不調になるのではないか、あっせんというものはそういうものだというふうに思いますが、いかがですか。

○事務局　おっしゃるとおり最終的に解決の見込みがまったくないということになれば、そこであっせんという制度は終わってしまいますので、その点については、そういうことになろうかと思います。

○会長　法第１４条の仕組み自体の限界だというふうに思うのですね。

　はい、よろしいでしょうか。それでは、ここまでのところでゲストスピーカーに、ワーキングでの議論も踏まえて、もしご意見があれば、幾つかの質問に答えるかたちで、補足的にご意見をいただけないでしょうか。

○ゲストスピーカー　先ほど会長からご指名がありましたので、あまり時間もないかと思いますので、ごくごく簡単にお話をさせていただくと、まず資料１－１の３ページ、相談対応における限界のところの手法１の点につきまして、そこで書かれていることの趣旨について、簡単にご説明いたします。

　仮に相談員の方による対応に事業者が従わないときに、ただちに知事名による勧告・公表という、いわゆる事実上の制裁措置に持っていくかどうかという点に関しては、これはある意味では事実上とはいえ、制裁措置ですので、仮に公表の手続きを相談対応と結び付けることになると、ある意味では、相談員の方の対応について、条例でかなり細かく規定をしないと駄目だろうという話になるはずです。ある意味では、あっせんと同じような手続き規定を置かないと駄目だという話になるので。

　そうしますと、これは裏腹な関係にはなると思うのですけれども、相談対応を条例で細かく規定するということになると、これは相談員の方が、今現在行っているような柔軟な対応はやりづらくなる、できにくくなるというデメリットもあるはずですので、そういった意味で、「相談員の方が有する裁量が失われる懸念がある」と、そういう表現になっていると思われます。

　これは、あくまでも評価ですので、相談員の方が、ある意味では、条例できちんと定められた手続きに則って相談対応をしていくべきだというふうに、皆さまが考えられるのであれば、それはそれで一つの選択肢であろうと思うのですけれども、そのことの反面、デメリットもあるということは認識されておいたほうがいいのかなと思います。

　手法２の協力義務の点ですけれども、先ほどご議論があったところですけれども、これも、いろいろな考え方があるところで、協力義務を負うことによって、事業者の方の対応を引き出そうという趣旨を持っているものですが、他方で協力義務というのは、義務違反があったとしても、何らかの制裁と言うか、効果があるものではありませんので、そうすると法的に見たときには、たぶん何も意味はないと。

　ただ条例に協力義務があるから、相談員の方が事業者に対して、それに従ってくださいと言うことができる、そこに意味があるのだというふうに理解をすることができます。だから意味があるのだというふうに考えて、条例に、こういう規定を置くというのも、これもやはり一つの選択肢ですが、ただ法的に見たときには、たぶん何も意味はないということも押さえておいたほうがいい点かと思います。

　差し当たり以上です。

○会長　はい、ありがとうございました。

　時間の関係もございますので、論点２のほうに行かせていただいてよろしいでしょうか。事務局、論点２の説明をお願いいたします。

○事務局　はい、論点２について、ご説明差し上げます。資料１－１の５ページめ、点字資料では９ページになります。論点２「大阪府による市町村への助言等の機能」についてご説明いたします。

　先ほどの論点１と同様、資料１－２の運用状況の５ページから引っ張ってきたかたちになっています。３か年の取組み状況と自己評価といたしまして、二つめの丸、点字資料では９ページの下のほうになります。

　「府は、市町村に対し、相談への対応姿勢等についての情報伝達を積極的に行うとともに、相談対応力の向上に向け、市町村の個々の状況を踏まえた意見交換の場を設定するなど支援に取り組んできたが、事例や対応ノウハウの蓄積が十分とは言えないのが現状である」。

　その下の丸になりますが、「市町村には、相談事例のキャッチ力や対応力の向上が求められており、府としては、ガイドラインをはじめ、市町村との意見交換の場などを通じて、さらに多くの事例を発信していくことが必要である。また、これらの支援を進めることにより、市町村で受理する相談事案の増加が想定され、相談員の活動は、これまでに比べ市町村への後方支援にシフトするものと考えられる。市町村との関係を構築しながら、助言や広域的な調整、具体的な情報提供により、困難な相談事例への対応を支援することが必要となる。さらに、障がい者差別解消を効果的に推進するために、より多くの市町村で支援地域協議会が設置されるよう、今後も広域自治体として、市町村での取組み状況の把握や情報発信が必要である」というふうにしております。

　ここで、資料１－１の論点を説明する前に、市町村の状況を簡単に説明いたします。参考資料１－１、「相談事案件数及び対応回数」の下の米印、点字資料では１ページの下のほうになります。

　市町村の受け付けた相談件数は、政令２市を除き、平成２８年度で１２１件、平成２９年度で９２件となっております。平成３０年度は国からの調査がまだ来ておりませんので、府で把握できておりません。

　なお、広域支援相談員の表中の相談事案件数の内訳には、市町村が相談を受けた事例のうち、相談員と支援依頼や相談があったものも含まれていますので、市町村の相談件数１２１件、９２件と一部重複しております。

　次に、資料２をご覧ください。昨年度、４３市町村に対し、アンケートを実施した結果をまとめています。なお、任意のアンケートであったため、４０市町村分となります。

　時間の関係上、全体としての説明は省略いたしますが、それのページは６ページ、点字資料では１０ページの中段あたりになります。（１０）「差別解消に取り組むに当たっての課題」として、

・対応にもばらつきが見られることから、対応力の向上に向けた取組みが必要。

・日常的、慣例的に起こっている軽視されがちな埋もれた差別事案について、着実に発掘していくことが必要。

・相談事例が少なく、ノウハウの蓄積がない。

・相談事例がないため、支援地域協議会を開催できない状況が続いている。

・支援地域協議会について、事務局からの一方的な報告にとどまっている現状がある。

・効果的な啓発が必要。

といった意見が出ておりました。この他、参考資料２－１から２－４は、５月２７日、前回の解消協で報告した資料になります。

　こうした市町村の現状を踏まえつつ、資料１－１の６ページ、点字資料１１ページ中段になります。まずは、（１）「府と市町村との関係について」です。一つめの丸、「府と市町村は対等な関係にあることから、条例に市町村の権限に関する規定を設けることは困難であり、今後も、条例第６条の規定に基づき、条例の運用のなかで、市町村との連携や支援の在り方を検討すべきではないか」と考えております。

　条例に市町村の権限に関する規定を設けるかについては、平成２７年度の大阪府障がい者差別解消部会においても議論があったところですが、府としては、その当時の考えに今後も沿うべきと考えております。

　次に、二つめの丸に関してですが、「障がい者の生活に関わるのは市町村の役割であり、広域性のない差別事案については、今後、身近な相談窓口である市町村が一義的には対応し、府としては、市町村にとって対応が困難な事案や判断に迷う事案に関して支援をするという役割への移行が求められるのではないか」というふうに考えます。

　広域支援相談員が受けている相談事案は、その８割が、障がい者やそのご家族等からの直接相談となっております。資料にはありませんが、直接相談の中には、障がい当事者の方々からすると、身近な市町村には相談しにくいといった事案や、事業者が広域にまたがる事案などもあり、広域自治体で対応するのが妥当な事案も多くありますが、生活上の困り事への対応も含めて、相談者にとって身近な市町村で対応が望まれる事案も含まれている場合があるかと思います。

　なお、相談員は、こうした市町村で本来対応が望まれるような事案については、相談者にも確認の上、市町村と連携して事案に対応するようにしております。

　次に６ページ、点字資料では１１ページ下方から１２ページにかけて、（２）「市町村との連携や支援のあり方について」です。一つめの丸になりますが、「府は、市町村職員の差別事案のキャッチ力・相談対応力の向上のため、今後とも、相談員による出張情報交換会や研修等の場を通じて、市町村の取組みの好事例の周知や積極的な助言、市町村間の連携促進などに取り組んでいくことが求められるのではないか」というふうに考えます。

　新たに何かを行うというよりは、今後も、これまでやってきた取組みを、地道に、着実に実施してまいる所存です。

　二つめの丸、「市町村の支援地域協議会の設置促進に向けては、今後とも、支援地域協議会をうまく機能させながら差別解消に取り組んでいる市町村の取組み内容や成果を各市町村に周知するとともに、協議会の機能充実に向けた助言を行うなど、市町村の取組みを支援することが求められるのではないか」と考えます。

　これも、今後も好事例などを情報収集し、市町村にフィードバックしていくことで、設置を促進していく所存です。

　説明は以上になります。

○会長　はい、ありがとうございます。

　本日は、オブザーバーの市長会代表市障がい施策主管課担当課長にお越しいただいています。市の状況もお聞きした上で審議に入りたいと思います。相談体制の整備状況であったり、相談対応状況、相談体制の整備や対応に当たっての課題等々、お話しいただければと思います。よろしくお願いします。

○オブザーバー　市のほうでは、人権担当課とか、障がい福祉の担当課、あとは市委託の相談支援事業所のほうで、もし相談があった場合は、お受けすることになるんですけれども、なかなか市のほうには、事業者に対する指導権限というのは全然ありませんので、相談を受けたとしても、大阪府の支援を求めるしかないのかなと思う。簡易な分で解決が図られる分なら、そのまま市のほうで対応ということになるんですけれども、府の支援に頼らざるを得ないのかなと思っております。

○会長　はい、ありがとうございます。差別解消法第１４条は、市町村に指導権限を与えたものだというふうに理解していますけれども。

○オブザーバー　そうですか。でも、なかなかそこまでは、市としてはできませんので、助言を求めざるを得ないところだと思っております。

○会長　はい、ありがとうございます。

　それでは、事務局の意見、オブザーバーのご意見、その他、改めてご質問、ご意見はございませんでしょうか。はい、委員、お願いします。

○委員　私は市町村の役割と言いますか、そういう点で言いますと、私が住んでいるところでも、あんまり事例が上がってきていないような状況です。

　こういう議論も、条例制定前に障がい者差別と該当するのではないかという事例のアンケートがあったとき、六百何十件出たんですよね。あれからすると、最近は全然出ていないような感じがするということ。

　それからもう一つは、さっき委員も言われましたけれども、府の広域支援相談員が、割と直接的な相談に応じているということから、非常に市町村で受けるのが少ない、これはなんとかならないだろうかという感じはしております。

　先ほど事務局のほうから、市町村のことは、あまり条例に書き込めないみたいなことを言われましたけども、やはり府が指導するというだけではなくて、やはり市町村で具体的な、もう少しこれをくみ上げていくというような感じのことが、この条例の中で位置付けられてもいいのかなというふうな感じがしています。

　やっぱりそうしないと、なかなか市町村が具体的なイメージを持って受け付けると言いますか、やらないとか、それから障がい当事者からも、あまり直接的に相談を上げていない、そういうことがありますので、ぜひ、市町村でくみ上げるようなことを強めるような、そういう議論があったらいいかなと思います。以上です。

○会長　はい、ありがとうございます。その他、ご意見、はい。

○委員　いつも市町村のことを、議題があると意見を言わせていただいているのですけれども、今、委員もおっしゃったように、やっぱり市町村が、どれだけそこで住んでいる人たち、生活している人たちの日々の生活を把握しているかということは、とても大きな問題だと思うのですね。

　でも、事務局がおっしゃっていたように、なかなか地元の市役所に言いにくいとか、そういうこともあるかと思うのですけれども、でも、やっぱりそこを大事にしない限り、大きな問題は来るかもしれないけれども、日々の生活の中で受けている差別だとか、そういう問題が整理をされていないまま経過をしていくということになると、ちょっとやっぱり由々しき問題かなと思うのですね。

　やはり市町村のメリットは、市内にある相談支援事業所だとか、日中の支援を受けている事業所だとか、居宅の事業所だとか、そういうものを全部把握しているわけですから、もう少し障がい福祉課が窓口になるということもありでしょうけれども、そういう事業所にどれだけそういう問題を提起しながら把握していくということも、少なくとも私の事業所がある市では、そういうふうな話を聞いたことがないので。

　だから、もう少し、市から、相談を関連機関まで下ろしていくような努力を、やっぱり府としても働き掛けていかないと、市にはないから終わりだというふうになってしまうと、この問題は、もうそこで止まってしまうというふうになりますので、なかなか言いにくいということは、よく分かるけれども、やっぱり言っていかないといけない。

　そういうことが市町村アンケートでも、やっぱり、ずれていくんですよね、よく知っているけれども、何もしていないとか、十分ではないとかというふうに、自分たちで言っている。最後には、結局、十分ではないという回答をした市町村の理由は、「相談事例がないんだ」というふうに、何かマイナスばかりができるような気がするので、その辺のことを、もう少し分析をしたほうがいいのかなというふうに思うのです。以上です。

○会長　はい、ありがとうございます。その他、ご意見ございませんか。はい、委員、お願いします。

○委員　市町村のお話が出ていますが、手話が必要なろう者の立場で話をしますと、障がい者全般の中で数が少ないですね。それで実際の生活相談の窓口は、近くの市町村になるんですけれども、聴覚障がいの数が少ないので、市町村から私たちの生活、プライバシーまで分かってもらわないといけない、そういう支援が必要なのですけれども、難しい面があります。

　差別を受けた場合、市町村に相談を持っていくのは、行きにくいという面があります。いつも毎日支援をしていただいている、ろう者なので、手話が必要という場合がありますので、設置通訳者がいる窓口はいいのですけれども、いつもそういう方に会って、仲良くしている場合はいいのですけれども、関係づくりができている例も多いとは思いますが、やはりお互いに知り過ぎていて、ちょっと悩み等を逆に出しにくいという面もあります。

　身近な窓口がある市町村の対応というのは少ない、逆に大阪府に持っていきやすいという考え方も必要であるかなと思うのです。選択は二つありまして、内容によっては、市町村に持っていく、また大阪府に相談を持っていくような、選択肢が二つあるというのが、一番いいかなとは思うのです。以上です。

○会長　はい、ありがとうございます。その他、ご意見ございませんでしょうか。はい、委員、お願いします。

○委員　市町村の取組みを進めるということ、大阪府とともに進めるということですね。そのためには、仕組みをつくっていこうということになっているので、やっぱり仕組みをちゃんとつくっていくということが大事になると思います。他の市ではあるけれども、私の市では、それはないとか、そういう仕組みについて、アンバランスがあると、なかなか取組みが進まないのではないかと思います。

　資料に市町村別の状況とか参考で出していただいていますけれども、例えば、支援地域協議会がまだ設置されていないとか、問題を相談して、それをいろいろと議論してほしいのに、その場がないとか、そういうことが、やっぱり市町村でアンバランスがあるということ、これはやはり取組みを進める上でも、問題になるのではないかと思います。

　大阪府は、市町村が取組みを進めるための助言とか支援をするというのが条例になっておりますので、そこをどんなふうに進めていくのかということが大事になると思います。支援地域協議会をつくろうと思っているけれども、なかなかここで議論が止まっているんだとか、そういうところを、ちゃんとくみ上げて、他の市町村の事例とかともつなぎ合わせながら進めていくような、そういう取組みの工夫を交流したりする、そういう場をつくるのが、大阪府の支援の役割だと思いますので、そこをどのように充実させていくかということが必要だと思います。

　今、市町村の担当者に集っていただいた会議とか、あるいは広域相談員が市町村に行って、相談員の方とお話をされるとかいうことをされているのですけれども、これを充実させていくことが必要になると思います。府内での交流とか、ブロックでの交流とか。交流も、やはり相談員さん自身が相談事例を持ち寄って交流するという、相談員さん自身の交流と、それからその相談事業をマネジメントする事務担当者の連絡会議とかそういうことも必要になると思います。

　私ども大阪府の人権相談では、担当課長会議の担当者の会議と、それから相談事例を交流するような相談事例研究会とかをやっているのですけれども、そのようなかたちで、やはり施策を進めていくための交流と、それから相談自体を充実させていくための交流、そういうことを強めていくということが必要ではないかと思います。

　条例を、こう、変えようというところではないんですけれども、必要な支援というところを、もっと充実させていくということが必要になると思います。以上です。

○会長　条例自体は６条で、市町村と連携して、これらを実施するよう努める、そして必要な情報提供、技術的な助言、その他支援を行うものとする。この規定に基づいて、より丁寧に対応していただくことで市町村の取組みの格差というものが、今後埋まっていくのではないか、あるいは埋めるように取り組んでいくべきではないかというご意見だったと思います。

　はい、その他、ございませんでしょうか。

　支援地域協議会未設置のところがございますが、それにつきましては６ページで、好事例などを周知したり、取組内容、その成果を周知する。協議会機能の充実に向けた助言を積極的に行っていくという提案がされていますか。これなどについても、現在６条の枠組みの中で促していくということで、事務局提案にもございましたが、よろしいでしょうか。

　はい、委員、お願いします。

○委員　ちょっと違う部分になるかもしれませんが、相談事案の件数で市町村から上がってきているのを、先ほどおっしゃっていただきましたが、これの、やはり市町村ごとの件数というのも、もし、今後できたら市町村のほうに了解を取ってということになるのですが、明らかにしていただきたいなというふうに思います。

　私たちは単純に、やはり大きい規模のところは、それなりの件数が上がっているのかと感じていたりするのですが、実はそうでもないようなことも出てきているのかなと、そうすると比較的小さくても件数が上がっているような市町村が、もしあれば、それは他の市のヒントにもなることとつながりますし。

　そういった意味で、どこが相談のないところか分け隔てするという意味ではなくて、全体が上がっていくためにということで、件数のほうも明らかにしていっていただけるように図らっていただければというふうに思いました。以上です。

○会長　はい、ありがとうございます。その他、ご意見はございませんでしょうか。

　国の内閣府でも、やはり都道府県、そして市町村の関係及び自治体間で、ずいぶん格差が開いていて、取組状況が芳しくないところをどうするのかという議論が出ております。相談事例が少ないところでは、幾つかの自治体をグループにして協議会をつくっていただくとか、相談体制を整えていただくとか、事例共有していただくとかということも考えられるのではないかということを議論しているところでございます。

　１４条は、基本的に都道府県市町村にお任せということで、具体的内容を規定していない、やっぱりどう考えるのかというのは、大阪府にとっても課題だということを、改めて認識いたしました。

　市町村との関係につきましては、運用で工夫していくべき、既に６条に規定があり、それを踏み込んで市町村に対して、具体的にこういうふうに対応しなさいとか、こういう体制をつくりなさいということは、少し難しいので、専門的な助言、好事例の提供などで、今後とも積極的に関わっていくということだというふうに思います。

　それでは、条例の施行状況の検討に当たり、資料３を手短にご説明いただけますでしょうか。

○事務局　会長がおっしゃる条例の施行状況の検討に当たっての説明の前に、１点だけ補足説明をさせていただきたいと思います。

　先ほど、広域支援相談員の限界について、いろいろご意見をいただいたところですが、その中で広域支援相談員の事前の調整と、そこで調整がうまくいかなければ、あっせんという手続きがあると。このあっせんのところの手続きについて、よく分からないところがあるのかなというふうに、ご理解がいただけないところがあったのかなということで、少しだけ補足をさせていただきます。

　まず、このあっせんの対象ですけれども、「障害者差別解消法」の不当な差別的取り扱いについてということになってございまして、また合理的配慮の不提供についての議論というのは、後ほど、また改めてご議論をいただきたいと思っているのですが、今は不当な差別的取扱い。

　ただこの中で大阪府としましては、合理的配慮の不提供が、そのまま正当な理由なくサービスを拒否するという事例につながるという表裏一体の場面の事例もあるというふうに想定しておりまして、この合理的配慮の提供がなされないことによって、結果的にサービスの提供を拒否するという事例になれば、これは不当な差別的取り扱いであるというふうに認識をして、この対応に当たったと、ここから前提になってございます。

　その中で、あっせんの求めがあるというのは、事前に広域支援相談員が、かなり念入りに事案についての調整をして、調査もしながら事業者に協力を得ると。ただ、なかなかそこで解決が至らないなということになれば、当事者の方からあっせんの申し立てというのがなされていると。

　このあっせんをするのかどうかというところで、一つ判断が分かれるのですけれども、この不当な差別的取扱いなのか、そうではなくて、不平不満があって申し立てをしているのか。

　ですから一概に差別であると、不当な差別的取扱いではないんだけれども、不平不満があると、こういった事例がある場合は、そこは、しっかり状況を見定めて、不当な差別的取扱いにあると認めたものについては、このあっせんの手続きに入ると。

　当事者の方が、ちょっと事業者の対応が至らないところがあって不満だなと思っているところ、ここは一概に不当な差別的取扱いではないと、こう合議体が判断すれば、そこはあっせんの対象にならない、そこが入り口で分かれるところになりまして。

　この不当な差別的取扱いだという扱いで、あっせんに臨もうという際には、当然相手方である事業者からも、より詳しく調査をするのですけれども、その調査を拒否すれば、そこが正当な理由がなければ、大阪府知事から調査を協力しなさいということで勧告がなされるということになりますので。

　通常であれば、障がい当事者の方と事業者の方で話し合い、これが広域支援相談員が間に立っての調整になるのですが、そこで、まったく話ができない、拒否すると、それが不当な差別的取扱いであると、この調査を協力しないということになれば、実効性を担保するために知事からの勧告がなされるということになりますので、少しその点だけ、お含みおきいただければと思います。以上でございます。

○会長　はい、ありがとうございます。

○事務局　それでは資料３のご説明にまいります。資料３、「事業者の意向把握の方法について」をご覧ください。

　今年度後半をめどに事業者における合理的配慮の提供について、解消協でご審議いただく予定です。１の目的をご覧ください。

　解消協でご審議をいただくにあたり、大阪府としましては、「障害者差別解消法」や「大阪府障がい者差別解消条例」施行後３年が経過し、事業者における合理的配慮の認知度や実施状況などを把握する必要があると考えまして、今後、秋にかけて事業者の意向把握を行ってまいりたいと考えております。

　その下の手法のところでございますが、意向把握の手法といたしましては、府内事業者を抽出してアンケート調査を行うか、または複数事業者にヒアリングを行うことを想定しております。どのような手法で意向把握を行っていくかについては、引き続き事務局で検討してまいります。

　調査等の項目につきまして、今後検討を進めてまいりますが、法や合理的配慮の提供に関する認知度、あるいは事業者における合理的配慮の実施状況について、やはり申し出の有無や、提供状況、困り事などを調査、またはヒアリングなどをしてまいりたいと考えております。

　点字資料では２ページめになりますが、４の調査等の結果の活用方法についてですが、今年度後半に開催を予定しております解消協に結果をご報告いたしまして審議を進めていただきたいと考えております。

　今後、手法や調査等の項目について検討した上で、次回９月ごろに開催予定をしております解消協におきまして、ご報告をさせていただき、その上で、調査等に取り掛かる予定にしております。以上でございます。

○会長　はい、ありがとうございます。ただ今の事務局の説明に対して、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。アンケート調査をさせていただく、はい、委員、お願いいたします。

○委員　事業者に対してのアンケートを実施する予定があるということですが、障がい者もさまざまな人がいますね。見えない人、聞こえない方々、いろいろな種別があるので、様々な種別に関してアンケート項目に入っていくのでしょうか。

　逆に障がい者に対する総括的な通知では、具体的に内容に踏み込めないので、そこのあたりをお聞きしたいです。以上です。

○会長　はい、いかがですか。

○事務局　今後については、現在まだ具体的なところに至っておりませんので、またちょっとご相談をしながら進めていきたいと考えております。

○会長　はい、よろしくお願いします。その他、よろしいでしょうか。はい、委員。

○委員　素朴な疑問ですけれども、事業者の意向把握ということと、府民がどう思っているのか、それから、障がい当事者がどのように捉えているのかということと合わせて議論していかないと、事業者の把握だけで議論が進むかどうかというのは心配なのですけれども。

　府民の意識は、この他の意識調査でありますとか、障がい当事者の意見とかは、ここで集約されていますとかということがあるのでしたら、事業者の意向把握でいいかと思うのですけれども、その全体の状況は、いかがでしょうか。

○会長　はい、お願いします。

○事務局　はい。団体への方法についても、また伺いたいと考えておりますので、今は事業者への調査だけ説明をさせていただきましたが、団体のご意見もお伺いしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○会長　府民の意向とか意識状況を把握する簡便なアンケート手法みたいなものはないのですか。簡便なというのは、あまり予算措置を必要としない、一定数アンケートを回収できる方法。

○事務局　毎年府民の方を対象に「おおさかＱネット」というかたちで1,000人程度を抽出して、「障害者差別解消法」の理解度や、合理的配慮に対する理解度の調査はやっております。ですので、その２項目ぐらいは、毎年調査結果は把握しております。

○会長　法施行後の状況は改善されていますか。

○事務局　調査を始めましたのが、「障害者差別解消法」ができて以降の３か年分ですので、法の施行前との比較はできないのですけれども、この３か年の状況は、あまり数値は変わらないという状況です。

○会長　はい、ありがとうございます。豊中市が市民の意向調査をして、効果測定を確かしていたと思いますけれども。

○事務局　先日も内閣府の「障害者政策委員会」で豊中市と、おそらくあともう２市、市民アンケートの結果を提出しております。他にも昨年度の内閣府調査におきまして、市民アンケートを採っていると回答された市町村は複数ございました。

○会長　今回の見直しに当たって、府民の意識調査などをしていく必要はないかという趣旨だと思いますが。

○事務局　現在のところは先ほどの手法をもちまして、改めて調査と言いますか、意向を確認したいというふうに考えております。

○会長　はい、ありがとうございます。

　それでは最後にオブザーバーの方から、お一人ずつ可能な範囲で結構ですから、改めてコメントをいただければと思います。市長会代表市さまからお願いいたします。

○オブザーバー　先ほども何度も言っていることなんですけれども、市のほうも、あんまり事例というのはないのですが、もし、出てきた場合は困難事例になってくるかと思うので、その場合は、やっぱり府の相談員の方々の支援が必要となると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長　日ごろの情報交換とかというのは、いかがですか。

○オブザーバー　情報交換というのは。

○会長　自治体間。

○オブザーバー　自治体間ではないですね、はい。

○会長　もし、大阪府の調整で、そういった自治体間のセミナーのような、あるいは意見交換の場みたいなものがあったら、それは歓迎していただけますか。

○オブザーバー　はい、あれば参加はさせていただきたいと思います。

○会長　はい、ありがとうございます。

○オブザーバー　ありがとうございました。

○会長　大阪労働局さま、いかがでしょうか。

○オブザーバー　あっせんなのですが、前回もお話しさせていただいたのですが、全国の数字、そういうのも近々、厚生労働省のほうから、そういう数字が出ますというようなかたちでは聞いておりますので、今後、またそういうかたちで、「障害者雇用促進法」におけるあっせんの数字ですね、公表がありましたら、その段階で、またこの場でご披露させていただこうと思います。以上でございます。

○会長　はい、ありがとうございました。

それでは、本日の全ての議事を終了いたしました。事務局に議事をお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局　本日もご審議いただきまして、ありがとうございます。

　それではこれにて、「第９回大阪府障がい者差別解消協議会」を閉会いたします。本日も、どうもありがとうございました。

（終了）